

2025年度（令和7年度）

奨学生募集

《募集要綱》

◎高校生・高等専門学校生・看護学校生対象「支給奨学金」

- 応募資格 仙台北・仙台南・多賀城・塩釜・利府・松島の各地区に所在の公立、私立の全日制高等学校に通学する高校生、及び高等専門学校生・看護学校生であること。
- 採用人員 180名
- 奨学金額 公立・私立とも一律 10,000円／月額
- 支給期間 本年4月以降、正規の修学期間（正規の卒業年度まで）

◎大学生対象「貸与奨学金」

- 応募資格 宮城県下の大学に通学している東北六県出身の学部学生・大学院生、ならびに岩手大学に通学している宮城県出身の学部学生・大学院生であること。
- 採用人員 20名
- 奨学金額 国公立大学生・院生 30,000円／月額
私立大学生・院生 40,000円／月額
- 貸与期間 本年4月以降、正規の修学期間（正規の卒業年度まで）
- 返済方法 卒業後、貸与期間の3倍の期間で均等半年賦（無利子）返済
(一定の条件を満たせば返済を免除)

◎留学生対象「支給奨学金」

- 応募資格 宮城県下の大学に通学している外国人私費留学生で、学部学生・大学院生であること。なお、出身国（国籍）や年齢は不問。
- 採用人員 15名
- 奨学金額 学部学生（3年生以上） 50,000円／月額
大学院生 60,000円／月額
- 支給期間 本年4月以降、正規の修学期間（正規の卒業年度まで）

◇特記事項

- 学校長の推薦 出願には学長あるいは学校長の“推薦”が必要です。
- 在籍の学年次 在籍学年次不問（何学年生でも出願できます。
※ただし、留学生の学部学生は3年生以上である事。）

以上の通り募集いたします。

応募の出願期間及び出願用紙並びに不明点については学校に問い合わせして下さい。

公益財団法人 亀井記念財団

2025年4月1日

2025年度 奨学生募集のご案内

外国人私費留学生の皆さんへ

仙台市青葉区国分町3-1-18
公益財団法人 亀井記念財団
事務局長 保志 一憲
URL <https://kmfo.or.jp/>

当財団は、人物及び学業成績が優秀で、学資負担の困難な高校生・高等専門学校生・看護学校生および外国人私費留学生に奨学金を支給し、大学生・大学院生に対し奨学金を貸与している奨学財団です。

今年度も、下記の要綱にて外国人私費留学生の奨学生を募集しますのでご案内いたします。

1 応募資格

- (1) 留学生にふさわしい生活態度・信条を持ち、健康・成績優秀かつ国際交流・国際親善に関心があり、生活上経済的援助を必要とする私費留学生であること。
- (2) 宮城県下の大学に通学する学部学生及び大学院生であること。
- (3) 年齢・国籍には、制限はありません。
- (4) 在学年次は問いません。ただし、学部学生は3年生以上であること。
- (5) 本人・配偶者・家族の奨学金（当財団の奨学金と他の奨学金）の合計額が月額12万円を超える金額になる場合は、当財団の奨学金を辞退していただくこともあります。

2 奨学金

- (1) 正規の修学期間、下記の奨学金を支給します。
学部学生の場合 奨学金月額50,000円を支給します。
大学院生の場合 奨学金月額60,000円を支給します。
- (2) 採用された方の、初年度の奨学金の支給開始は7月になります。
(7月の第1回目の支給は、4月～9月の6カ月分を一括して支給)

3 支給期間と条件

- (1) 奨学金の支給期間は、①学部卒業まで②修士課程修了まで③博士前期課程修了まで④博士後期課程修了までの四つに分けており、それぞれ採用年度の4月から正規の卒業年度（正規の修業期間）まで支給します。
- (2) 卒業または修了時、各自の卒業論文の概要を当財団に提出することを義務付けております。

4 応募の手続

- (1) 応募には下記の書類の提出と指導教官等の推薦書が必要です。あらかじめ、指導教官及び留学生課の方とよくご相談ください。また応募用紙は留学生課の方にお尋ねください。なお、指導教官等の推薦書は、できるだけ詳しい内容（修学状況、教育・研究指導計画、推薦理由）を記載してもらってください。
①外国人留学生奨学金申込書（願書・推薦調書）・・・1通
②本人の写真（上記申込書に貼付）・・・1枚
(6ヶ月以内のもので、縦4.5cm×横4.0cm程度、白黒・カラーを問わず。)

* 応募書類は留学生課に提出してください。応募締切は留学生課に確認してください。
また、当財団では、大学側が推薦した留学生についてのみ選考の対象といたします。

5 選考と採用

- (1) 7月上旬に選考委員会を開き、各大学より推薦された方の申込書と面接により公正に審査し、15名の採用を予定しております。
- (2) 面接日程は、本人へ事前に連絡いたします。
- (3) 採否は、7月中旬に、大学を経由し本人にご通知いたします。なお、選考結果を直接当財団に問い合わせても回答致しかねますのでご遠慮願います。

6 採用になった場合

- (1) 大学より、奨学生採用の通知と誓約書が交付されますので、誓約書の所定箇所を記入押印（推薦した指導教官等の記入押印も必要）の上、大学へ提出してください。また、オリエンテーション（7月下旬～8月上旬予定）を開催致しますので、必ず出席下さいますようお願いいたします。
(やむを得ず、オリエンテーションに出席できない場合でも採用取消にはなりません)
- (2) 奨学金はオリエンテーションで本人に直接現金で支給いたします。第1回目の支給は、4～9月までの6ヶ月分を一括支給します。

7 その他

- (1) 申込書は選考上重要な資料です。事実をありのまま記入して下さい。仮に、記入しなければならないことを故意に記入しなかったり、虚偽の記入を行ったことにより奨学生になったことが判明した時は、直ちに奨学生の資格を喪失しますし、奨学金を返還してもらうこととなりますのでご注意ください。
 - (2) 申込書の現住所欄の住居区分に該当するものがない場合は、その他を○で囲み、空欄に具体的内容を必ず記入して下さい。なお、住居区分に表示している「MS」はマンション・「AP」はアパートのことです。
 - (3) 申込書の記入内容や指導教官等の推薦書類に不備がある場合は受付致しませんので、確認してから大学へ提出して下さい。もし、分からない所がありましたら、必ず、大学の留学生課の方に問い合わせして下さい。本人からの直接の問い合わせには対応致しません。
- 以上

外国人留学生奨学金 支給規程

公益財団法人亀井記念財団

2022年6月3日現在

公益財団法人 亀井記念財団
外国人留学生奨学金支給規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人亀井記念財団（以下「当財団」という。）の定款第4条第1号に規定する事業を行うにあたり、外国人留学生に対する奨学金の支給に関し、必要な事項を定めることにより公正で適切な奨学金支給事業を行う事を目的とする。

第2章 募 集

(募集方法)

第2条 奨学生の募集は、理事会及び評議員会で承認された事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき、応募に必要な書類を各学校へ送付して行う。

(対象学校)

第3条 募集対象学校は、事業計画で定めた学校のとおりとする。

(募集人員)

第4条 募集人員は、事業計画で定めた人員のとおりとする。

第3章 応 募 ・ 出 願

(応募資格)

第5条 当財団の支給奨学金を受けるためには、次に定める応募資格に該当しなければならない。

- (1) 事業計画で定めた学校に在籍する外国国籍の私費留学生で、大学院及び4年制大学の学生（ただし、4年制大学の場合、3学年生以上）
- (2) 人物に優れ学業成績が優秀で、学資負担が困難な学生
- (3) 財団の奨学金を受けて卒業し、再度学長の推薦に基づき研究を続ける研究生等

(出 願)

第6条 出願には、当財団所定の奨学金申込書（願書・推薦調書）（以下「奨学金申込書」という。）に担当指導教官の推薦書を添付し、学校長の推薦を受けなければならない。ただし、担当指導教官がいない場合は、学生課等の推薦書をもって担当指導教官の推薦書に代える事ができる。

2 学校長は、奨学金申込書を提出した学生が、前条第2号の定めに抵触していないか及びに担当指導教官の推薦書を確認後、当財団が定める期日まで、奨学金申込書と担当指導教官の推薦書を当財団へ送るものとする。

第4章 選考及び採用

(選考)

第7条 選考は、書類選考及び面接選考とし、外国人奨学生選考委員会が行う。

2 選考の可否の要素は、奨学生選考委員会運営規程の奨学生選考基準のとおりとする。

(採用可否の通知)

第8条 採用の可否は、学校長及び本人あてに行う。

2 採用通知を受けた者は、当財団所定の誓約書を当財団あてに提出しなければならない。

(選考結果の公表)

第9条 奨学生の選考結果は、公益法人認定の基準により、公表する。ただし、個人名及び学校名は公表しない。

第5章 奨学生の異動

(奨学生の異動)

第10条 奨学生は、次に掲げる事由が発生した時は、遅滞なくその旨を学校を経由し当財団あてに連絡しなければならない。

- (1) 氏名の変更
- (2) 現住所の変更
- (3) 休学及び復学
- (4) 留年

- (5) 長期の欠席及び長期の一時帰国
- (6) 他の学校への転校
- (7) 停学及び退学
- (8) 奨学金を辞退する時

(奨学生の資格喪失)

第 11 条 奨学生が次の掲げる一つに該当すると認められる時は、その状況により在学する学校長の意見を聴取して、奨学生の資格を喪失させることができる。

- (1) 事由により修学の見込みがなくなった時
- (2) 事由により帰国する時
- (3) 学業成績又は素行が不良となった時
- (4) 停学・退学の処分を受けた時
- (5) 奨学金申込書に記入すべき事項を故意に記入しなかった事、又は虚偽に記入した事実が判明した時

第 6 章 奨学金の支給

(奨学金の支給)

第 12 条 この奨学金は、支給とする。(返済不要)

(支給金額)

第 13 条 支給する奨学金の額は、事業計画で定めた金額とする。

(併給支給の制限)

第 14 条 本人・配偶者・家族の奨学金(他の奨学金)と当財団の奨学金の合計金額が月額 12 万円を超える金額となる場合は、当財団の奨学金を辞退させることができる。

(支給期間)

第 15 条 奨学金の支給期間は、採用年度の 4 月から正規の卒業年度(最短修業年限)までとする。

- 2 前項の規定に関わらず、秋季入学で 10 月以降採用の奨学生は、採用年の入学月から正規の卒業年月(最短修業年限)までとする。
- 3 パンデミックその他の事由で、入国出来ない為、正規の期間内に卒業が難しいと判断される場合は、支給期間を延長することが出来るも

のとする。

(支払方法)

第 16 条 支給される奨学金の支払いは、3ヶ月毎にその該当する月の最初の月の5日（当財団が休日の時は翌就業日）に、現金で支給する。

2 前項の規定に関わらず、新規採用奨学生については、採用後速やかに、初回支払分として6ヶ月分を現金で支給する。

3 奨学金を受取った奨学生は、当財団所定の奨学金支払簿に、受領日並びに受領サインを記載するものとする。

(奨学金の休止及び復活)

第 17 条 奨学生が留年、休学又は1ヶ月を超えて長期欠席をした時及び長期の帰国をした時は、その期間奨学金の支給を休止することができる。

2 前項の事由がやんだ時は、在学する学校の学校長を経由し、奨学金支給の復活・期間の延長を願い出ることができる。

(奨学生の死亡)

第 18 条 奨学生が死亡した時は、奨学生の資格を喪失し、奨学金の支給を廃止する。ただし、既に支給済みの奨学金については、返還を要しない。

第7章 罰 則 等

(罰 則)

第 19 条 奨学金申込書に正しく記入すべき事項を故意に記入しなかった事、又は虚偽に記入した事実が判明した時は、奨学金に係る全ての権利を失うとともに、支給した奨学金の総額に、原則としてその期間の金利を加算した合計額について、直ちに返還しなければならない。

2. 前項に適用される金利は、年10%とする。

(卒業論文の提出)

第 20 条 奨学生は、当財団からの奨学金受給が終了し、在籍する学校を卒業又は履修する研究科を終了する時は、卒業論文の写し又はその概要を当財団へ提出しなければならない。

2 前項の卒業論文を作成しない学生は、自分が大学で学んだ内容を、文書で当財団へ提出しなければならない。

第8章 補 則

(規程の変更)

第21条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則 この規程は、平成25年2月19日をもって施行する。
この規定は、令和4年6月3日から施行する。

変更等履歴

平成25年2月19日 制定

令和4年6月3日 一部変更

第5条(3) 応募・出願(応募資格)の追加

第15条3 奨学金の支給(支給期間)の追加